

(付表)

令和2年度

不納欠損額の内訳

厚生労働省所管
労働保険特別会計（労災勘定）

(単位：百万円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	-	-	25	17	25	17	損害賠償金債権 15
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	733	294	733	294	損害賠償金債権 200
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	-	-	1	0	1	0	損害賠償金債権 0
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	1	0	1,201	1,151	1,202	1,152	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	1	0	1,134	1,088	1,135	1,089	損害賠償金債権 1,085
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	22	11	22	11	損害賠償金債権 11
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	-	-	45	51	45	51	損害賠償金債権 46
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	

(付表)

令和3年度

不納欠損額の内訳

厚生労働省所管
労働保険特別会計（労災勘定）

(単位：百万円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	-	-	19	20	19	20	損害賠償金債権 20
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	478	275	478	275	損害賠償金債権 206
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	2	5	1,205	817	1,207	823	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	-	-	1,120	671	1,120	671	損害賠償金債権 671
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	-	-	3	0	3	0	損害賠償金債権 0
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	17	38	17	38	損害賠償金債権 38
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	2	5	65	107	67	113	損害賠償金債権 107
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	

(付表)

令和4年度

不納欠損額の内訳

厚生労働省所管
労働保険特別会計（労災勘定）

(単位：百万円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	-	-	27	36	27	36	返納金債権 17
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	549	251	549	251	損害賠償金債権 212
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	-	-	29	9	29	9	損害賠償金債権 6
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	4	20	866	859	870	879	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	1	3	792	806	793	809	損害賠償金債権 807
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	1	1	10	7	11	9	損害賠償金債権 8
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	2	15	63	45	65	60	損害賠償金債権 45
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-	-	1	0	1	0	返納金債権 0